## 東大島幹線及び南大島幹線工事に関する調査委員会 設置要綱

7下一基一第 121 号 令和 7年 10 月 31 日

(目的)

第1条 東大島幹線及び南大島幹線工事における施工内容に関して、不適切な施工の 内容の確認及び原因の究明等を目的として、「東大島幹線及び南大島幹線工事 に関する調査委員会」(以下、「委員会」という)を設置する。

## (所掌事務)

- 第2条 委員会は、次の事項について調査及び検討を行う。
  - (1) 不適切な施工の内容の確認及び原因の究明
  - (2) 是正方策の確認
  - (3) 再発防止策の確認
  - (4) その他(1)から(3)を実施するために必要な事項

(期間)

第3条 委員会は、前条の調査及び検討が終了するまでとする。

(構成)

- 第4条 委員会は、委員長、副委員長、委員、特別委員で構成する。
  - 2 委員長は、第一基幹施設再構築事務所長とする。
  - 3 副委員長は、計画調整部技術開発担当部長及び建設部施設整備担当部長とする。
  - 4 委員は、委員長が委嘱する。
  - 5 特別委員は、弁護士の資格を有する者から委員長が委嘱する。

## (招集等)

- 第5条 委員会は委員長が招集する。
  - 2 委員長は、必要に応じて委員以外の工事関係者や学識者等の出席及び意見を求めることができる。
  - 3 委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ開くことができない。

(庶務)

第6条 委員会の事務局は、第一基幹施設再構築事務所工事第一課とする。

(守秘義務)

第7条 工事関係者や学識者等を委員会の外部委員として招集した場合は、外部委員についても地方公務員と同様に守秘義務が課せられる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は委員長が別に定める。

附則 この要綱は令和7年10月31日から施行する。

## 東大島幹線及び南大島幹線工事に関する調査委員会 委員名簿

名 称	所属・役職
委員長	下水道局 第一基幹施設再構築事務所長
副委員長	下水道局 計画調整部技術開発担当部長
副委員長	下水道局 建設部施設整備担当部長
委員	下水道局 建設部 工務課長
委員	下水道局 第一基幹施設再構築事務所 庶務課長
委員	下水道局 第一基幹施設再構築事務所 工事第二課長
委員	下水道局 第一基幹施設再構築事務所 設備工事課長
委員	下水道局 第一基幹施設再構築事務所 設計課長
特別委員	弁護士
事務局	下水道局 第一基幹施設再構築事務所 工事第一課長